

薬生食輸発1116第4号
令和4年11月16日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オランダ産いちごのブピリメート、ベトナム産ライムの葉のプロフェノホス及びパ
クロブトラゾール並びにオーストラリア産ボラの卵のディルドリン)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年
11月11日付け薬生食輸発1111第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、オランダ産いちご及びベトナム産ライムの葉の輸入時のモニタリング検査にお
いて、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があつた
ことから、オランダ産いちごのブピリメート及びベトナム産ライムの葉のプロフェノホ
スに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造
者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施するこ
ととし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)
及び別表第3に下記を追加する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、オーストラリア産ボラの卵のディルドリンに
ついて、モニタリング通知の別表第2から削除する。

さらに、ベトナム産ライムの葉のパクロブトラゾールについて、検査命令の対象とし
たことから、モニタリング通知の別表第2及び第3から削除することとしたので、御了
知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化 日	対象国 ・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和4年 11月16日	オランダ	いちご及びその加 工品(簡易な加工に 限る。)	残留農薬(ブピリメ ート)	FRESHCLUSIVE
				THWAN VAN GENNIP ZACHTFRUIT BV

	ベトナム	ライムの葉及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（プロフェノホス）	GREEN BUD IMPORT EXPORT COMPANY, LTD.
--	------	-------------------------	---------------	---------------------------------------